

平成29年2月17日

神戸市個人情報保護審議会
第8回特定個人情報保護評価書点検部会

神戸市 介護保険に係る事務
全項目評価書

(保健福祉局)

神保高介第5135号
平成29年2月7日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長

久元 喜造



諮詢問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「介護保険に係る事務」に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

<特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第7条第4項について>

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	神戸市 介護保険に係る事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、介護保険に係る事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に係る事務									
②事務の内容 ※	<p>介護保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格に関する事務 ②賦課に関する事務 ③収納に関する事務 ④給付に関する事務 <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1項番68の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3. 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第一号事業支給費の支給に関する事務 4. 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9. 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10. 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務(第1号から第3号まで及び次号に掲げるものを除く。) 12. 介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務 13. 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 14. 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 									
③対象人数	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[30万人以上]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
	5) 30万人以上									

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>【資格管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の介護保険資格を管理する機能 ・被保険者に被保険者証等の各種証を発行する機能 <p>【賦課管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得情報を元に1号被保険者の保険料の賦課および通知する機能 ・徴収方法(特別徴収か普通徴収)を管理する機能 ・生活保護受給者の情報を管理する機能 <p>【収納管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納実績や滞納、過誤納情報を管理する機能 ・過誤納保険料に対し、還付や充当を行う機能 ・保険料の滞納情報を管理する機能 <p>【給付機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会(以降、国保連合会)に受給者台帳を送付する機能 ・国保連合会からの現物給付実績を受け取り、給付実績を管理する機能 ・高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業対象者を管理する機能 ・高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業対象者を管理する機能

③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>各業務システム間での庁内情報移転のための情報連携システムである。※情報連携は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。</p> <p>1. 参照用住記データベース機能・各業務システムが参照する住記副本データベース機能。既存住民記録システムから3分毎に連携される住民異動情報により更新する。 2. 既存システム連携機能・中間サーバーへの連携情報について、各業務システムから統合宛名システムへ中継する機能。各業務システム間の情報連携を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 統合宛名番号付番機能・統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能・統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。 3. 中間サーバー連携機能・中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能・既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバーシステム)</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと、団体内統合宛名システム及び庁内連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 ・暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	被保険者資格管理及び保険料の賦課等の介護保険関係事務を行う上で、被保険者の資格情報や所得情報等を把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	申請時に添付書類の省略が可能になるなど、被保険者等の負担の軽減等につながることが見込まれる。 また、事務処理の公平・公正・効率化を図ることができる。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 别表第一の68の項
	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、 12号、13号、14号、第2項
	3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項)及び 95項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(93, 94の項) ・番号法第19条第14号及び特定個人情報の提供の制限の特例を定める規則 (規則については、特定個人情報保護委員会に情報連携の届出予定)	

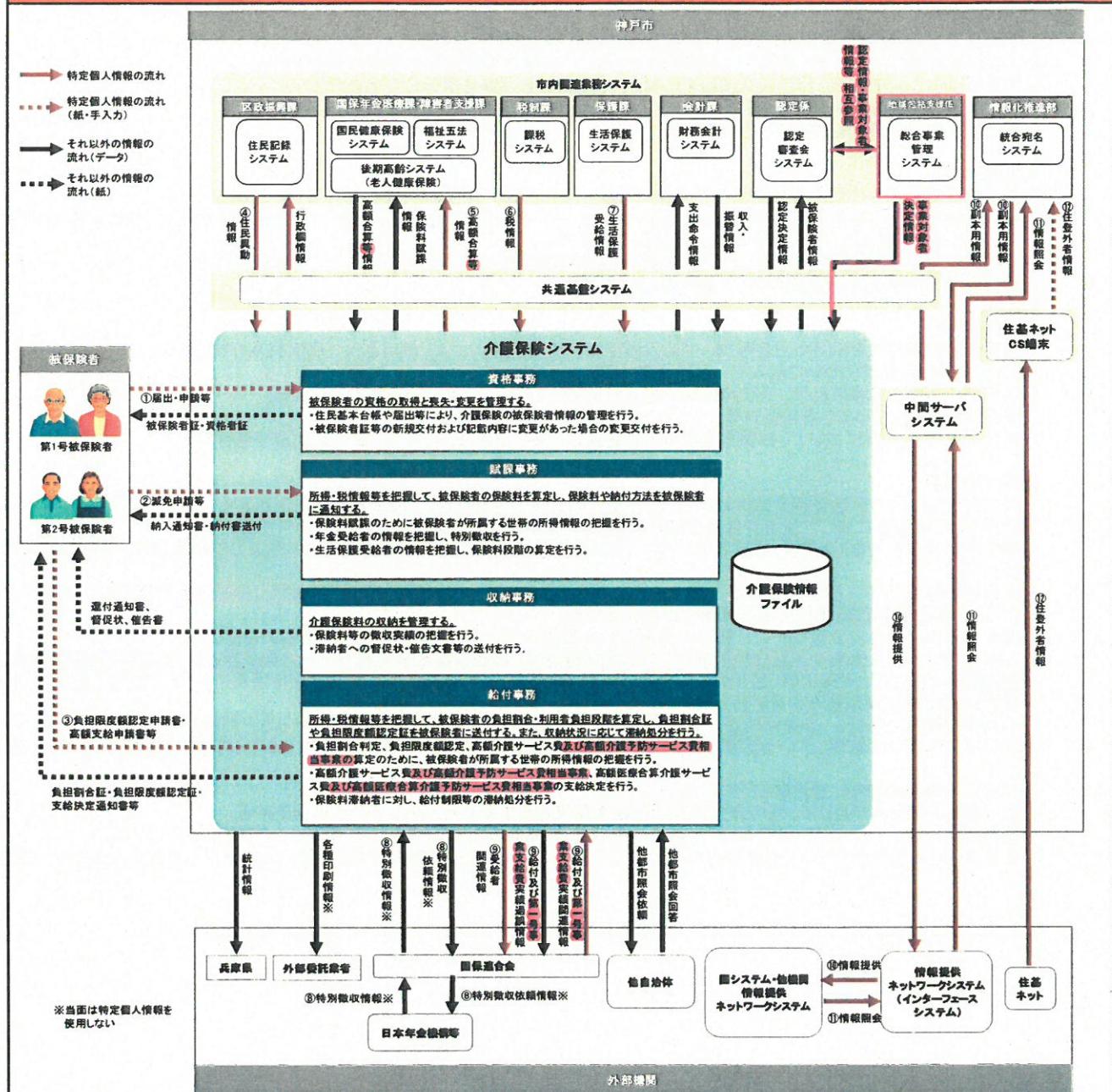
7. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課
②所属長	林 秀和

8. 他の評価実施機関

一

(別添1) 事務の内容



(備考)

【資格事務】

- ・①の住民からの届出・申請をもとに、介護保険被保険者情報の更新を行う。
- ・④の住民記録システムから連携される異動情報を元に、介護保険被保険者情報の更新を行う。
- ・認定審査会システムから認定決定情報を取得し、介護保険被保険者情報の更新を行う。
- ・総合事業管理システムから事業対象者決定情報を取得し、介護保険被保険者情報の更新を行う。
- ・被保険者に被保険者証等を交付する

【賦課事務】

- ・②の被保険者からの減免申請や⑥の税情報、⑦の生活保護受給情報などをもとに保険料額を算定する。
- ・各年金保険者から国保連合会等を経由して送付された⑧の特別徴収情報を元に徴収方法(特別徴収または普通徴収)を決定する。
- ・これらの決定を踏まえ、被保険者に納入通知書を送付する。
- ・特別徴収対象者を決定した情報など、⑧特別徴収依頼情報を国保連合会等を経由して各年金保険者に送付する。
- ・納付書で納付する被保険者について納付書を送付する。

【収納事務】

- ・指定金融機関等に納付された保険料、生活保護受給者の代理納付により納付された保険料及び特別徴収による各年金保険者から納入のあった保険料について収入データとして取り込む。
- ・収入データ取込み等の結果、保険料の納め過ぎが発生した場合は、還付通知書を送付する。
- ・保険料が未納となっている被保険者については、督促状・催告書を送付する。
- ・納付済みの保険料について、被保険者から証明書発行の申し出があった場合、納付証明書を発行する。

【給付事務】

- ・⑥の税情報、⑦の生活保護受給情報から、被保険者の負担割合を算定し、負担割合証を送付する。また、③の被保険者からの負担限度額認定申請書に対して利用者負担段階を算定し、負担限度額認定証を被保険者に送付する。
- ・国保連合会に要介護(要支援)認定者等に関する情報(⑨受給者関連情報)を、国民健康保険及び後期高齢者医療の資格情報も含め提供する。
- ・受給者情報をもとに、国保連合会が介護サービス事業者に介護サービス費用(保険給付及び第一号事業支給費)の支払いを行い、⑨給付及び第一号事業支給費実績関連情報が提出される。
- ・被保険者からの各種介護サービス費用の償還払いの支給申請を受け、被保険者に償還払いを行う。
- ・高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業については世帯情報、税情報、生活保護情報等や③の被保険者からの高額支給申請書をもとに支給額を決定し、支給する。
- ・被保険者に支給決定通知書を送付する。
- ・収納管理事務と連携し、未納期間が一定期間を超えた被保険者に対して給付制限をかけるなどの滞納処分を行う。
- ・給付事務において管理している⑤高額合算及び高額合算相当情報を国民健康保険システムならびに後期高齢システムに連携する。

【特定個人情報の移転、提供ならびに照会】

- ・統合宛名システムを通じて、⑩の介護保険情報副本用情報を中間サーバーシステムに連携する。
- ・情報提供システムネットワークより、所得情報や要介護(要支援)認定に関する情報等の照会(⑪情報照会)を行う。
- ・住基ネットCS端末を利用して住登外者の個人番号を照会し、当該個人の個人番号を統合宛名システムに登録(⑫住登外者情報)する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p style="text-align: right;">[] システム用ファイル []</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[] 10万人以上100万人未満 []</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及びそれらの世帯員(資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む) ・他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者 ・本市の適用除外施設に入所する者 ・本市に住所を有する他市町村住所地特例者
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の各種申請・届出業務の実現のために必要な特定個人情報を保有する必要がある。 ・介護保険の受給者を管理するために必要な特定個人情報を保有する必要がある。 ・介護保険の給付及び第一号事業支給費等の支給を管理するために必要な特定個人情報を保有する必要がある。 ・介護保険の保険料の賦課を管理するために必要な特定個人情報を保有する必要がある。 ・介護保険の保険料の収納・滞納を管理するために必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	<p style="text-align: right;">[] 100項目以上 []</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 対象者に被保険者証および各種通知文書などを送付するために保有 ・業務関係情報 介護保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 介護保険の受給者管理を行うために保有 介護保険の被保険者の保険料算定を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年12月予定
⑥事務担当部署	介護保険課、各区保険年金医療課、北須磨支所市民課(保険年金担当)

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人			
	[○] 評価実施機関内の他部署	(税制課、区政振興課、保護課、国保年金医療課)		
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(地方公共団体情報システム機構)		
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(他市区町村)		
	[] 民間事業者	()		
②入手方法	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ		
	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム		
	[○] 情報提供ネットワークシステム			
	[○] その他	(住基ネットシステム)		
③入手の時期・頻度	介護保険の資格、保険料の賦課・収納、介護保険サービスの受給情報に関する変更に伴う届出がある都度。			
④入手に係る妥当性	介護保険事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請・届出等の情報として収集を行う必要がある。			
⑤本人への明示	介護保険法、番号法及び神戸市番号条例により明示されている。			
⑥使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため。			
変更の妥当性		—		
⑦使用の主体	使用部署 ※	介護保険課、各区保険年金医療課、北須磨支所市民課(保険年金担当)		
	使用者数	<p style="text-align:center;"><選択肢></p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[50人以上100人未満]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[50人以上100人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満
[50人以上100人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		

⑧使用方法 ※	<p>介護保険業務に関する以下の事務において使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の被保険者資格管理 2. 介護保険料の賦課徴収 3. 介護保険の各種給付及び第一号事業支給費等の支給 <p>また、</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 番号法第19条第7号及び別表第2に規定された情報連携を実施するために使用する。
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の正確性維持のために、住民登録システムから個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。(上記1.) ・保険料計算および賦課の実施を目的として、地方税関係情報や生活保護情報等を宛名番号によって突合し、所得額を確認する。(上記2.) ・被保険者からの給付及び第一号事業支給費等の支給申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付又は第一号事業支給費等の支給又は証明書の手続きを行う。(上記3.) ・他市区町村から情報を入手するため、情報提供ネットワークを介して、符号による突合を行う。(上記4.)
情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険における被保険者の資格・保険料賦課・収納・認定・給付・第一号事業支給費等の支給状況を調査し、介護保険の健全な運営を図るために基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う。 ・特定の個人を特定し得るような情報の統計や情報の分析は行わない。
権利利益に影響を与える決定 ※	<p>地方税関係情報、生活保護情報等に基づき、介護保険料の賦課・更正及び補足給付等の段階の決定を行う。</p>
⑨使用開始日	平成28年12月26日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (3) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	帳票印刷業務		
①委託内容	納入通知書や納付書等の帳票印刷業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	神戸市に住所を有する介護保険の被保険者および住所地特例者		
その妥当性	帳票印刷業務は件数が膨大であり、介護保険事業担当において処理困難であるため。		
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法	委託業務を所管する介護保険課に問い合わせすることで確認できる。		
⑥委託先名	株式会社イセトー、株式会社コーユービジネス		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<p><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2~5

委託事項2		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	神戸市に住所を有する介護保険の被保険者および住所地特例者	
その妥当性	民間の保有する高度な知識・技術を活用することにより、コストの低減及び効率的なシステムの保守・運用を行うことが可能となる。システムの保守・運用業務で扱うファイルの中に特定個人情報が含まれており、それらを分離して業務委託することは、非合理的である。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託業務を所管する介護保険課に問い合わせすることで確認できる。	
⑥委託先名	現在選定中	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		介護給付費及び第一号事業支給費の審査支払業務
①委託内容		指定介護事業所からの請求の審査を行い、指定介護事業所に対し介護報酬を支払う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	神戸市に住所を有する介護保険の被保険者および住所地特例者	
その妥当性	介護保険法第41条第10項及び同法115条の45の3第6項に、審査支払業務を国民健康保険団体連合会に委託できることが規定されている。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		介護保険法第176条に規定されている。			
⑥委託先名		兵庫県国民健康保険団体連合会			
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
委託事項6~10					
委託事項11~15					
委託事項16~20					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (23) 件 [○] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない		
提供先1	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第1の項		
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という)であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		
提供先2~5			
提供先2	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第2の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		

提供先3	健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第3の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		
提供先4	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第4の項		
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		

提供先5	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第6の項		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		
提供先6~10			
提供先6	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第26の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		

提供先7	社会福祉協議会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第30の項	
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第33の項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	

提供先9	国家公務員共済組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第39の項		
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度		
提供先10	市町村長又は国民健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第42の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度		

提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第56の2項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先12	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第58の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第61の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第62の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第80の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先16~20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第90の項	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度	
提供先18	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第94の項	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度	

提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第95の項	
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	
提供先20	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第117の項	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(1) 提供先21以降)

提供先21	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第8の項		
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		
提供先22	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第11の項		
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者		
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		

提供先23	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第108の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

移転先1	保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号条例	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	月1回	
移転先2~5		
移転先2	保健福祉局 総務部 保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号条例	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	月1回	
移転先3	保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号条例	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	

⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	月1回	
移転先4	市民参画推進局 参画推進部 区政振興課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の3	
②移転先における用途	介護保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項の管理	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	日1回	
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><神戸市における措置> ・本市庁舎内のICカードによるセキュリティードアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。</p>												
期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間		<p><神戸市における措置> 介護保険法ほか法令では、データ保管期間の定めではなく、過去の情報を必要とする各事務処理に対 応する必要があるため。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラッ トフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者におい て、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
③消去方法		—												

7. 備考

一

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険情報ファイル

No.	項目名
1	資格区
2	被保険者番号
3	氏名
4	性別
5	生年月日
6	現住所
7	現住所郵便番号
8	現住所電話番号
9	送付先住所
10	送付先郵便番号
11	送付先電話番号
12	転出先住所
13	転出先電話情報
14	前住所
15	前住所郵便番号
16	前住所電話番号
17	D V被害届出年月日
18	D V被害開始日
19	D V被害終了日
20	介護資格届出日
21	介護資格区分
22	介護資格開始理由
23	介護資格開始日
24	介護資格終了理由
25	介護資格終了日
26	事業者情報
27	当初特養入所情報
28	資格異動各種証発行禁止情報
29	要介護状態区分
30	指定サービス種類
31	認定申請事由
32	認定申請日
33	認定日
34	認定有効期間
35	認定調査結果受理区分
36	認定調査結果受理日
37	認定取下過誤削除日
38	認定審査会意見
39	居宅介護支援事業者名漢字
40	居宅介護支援事業者届出日
41	居宅サービス計画適用開始年月日
42	居宅サービス計画適用終了年月日
43	訪問通所サービス 支給限度基準額
44	訪問通所サービス 支給限度基準額管理期間
45	短期入所サービス 支給限度基準額
46	短期入所サービス 支給限度基準額管理期間
47	給付制限種類
48	給付制限名称
49	給付制限期間
50	公費負担上限額減額の有無
51	償還払化開始年月日
52	償還払化終了年月日
53	給付率引下げ開始年月日
54	給付率引下げ終了年月日
55	証交付理由
56	証交付日
57	証有効期限
58	証回収日
59	老人保健市町村番号
60	老人保健受給者番号
61	公費負担者番号
62	広域連合(政令市) 保険者番号
63	みなし要介護区分
64	保険料減免申請中区分
65	利用者負担種類

No.	項目名
66	給付率
67	負担額
68	負担限度額適用開始年月日
69	負担限度額適用終了年月日
70	課税層の特例減額措置対象
71	食費負担限度額
72	居住費(ユニット型個室)負担限度額
73	居住費(ユニット型準個室)負担限度額
74	居住費(従来型個室)負担限度額(特養)
75	居住費(従来型個室)負担限度額(老健、療養)
76	居住費(多床室)負担限度額
77	軽減率
78	軽減率適用開始年月日
79	軽減率適用終了年月日
80	小規模多機能型利用情報
81	後期高齢保険者番号
82	後期高齢被保険者番号
83	国民健康保険保険者番号
84	国民健康保険被保険者番号
85	二次予防事業区分
86	二次予防有効期間開始年月日
87	二次予防有効期間終了年月日
88	住所地特例対象者区分
89	施設所在証記載保険者番号
90	二割負担適用開始年月日
91	二割負担適用終了年月日
92	福祉用具・住宅改修区分
93	総費用額
94	限度額
95	限度額残額
96	給付費支給額
97	被保険者負担額
98	支給対象額
99	合計情報
100	振込先口座 銀行コード
101	振込先口座 本店コード
102	振込先口座 支店コード
103	振込先口座 預金種別
104	振込先口座 番号
105	振込先口座 名義人
106	受領委任払契約番号
107	申請金額適用区分
108	住所地特例者区分
109	給付差止額
110	高額介護申請情報
111	償還払い情報
112	短期入所
113	単位単価
114	現物利用単位
115	償還申請単位
116	支給対象単位
117	支給後限度額
118	既償還日数
119	緊急療養費
120	特定療養費
121	標準負担額
122	施設
123	施設費用額
124	食事提供費
125	標準負担額(日額)
126	標準負担額(月額)
127	基本食費
128	特別食費
129	基本食日数
130	特別食日数

No.	項目名
131	食事明細
132	利用単価
133	利用日数
134	普通徴収処理期
135	特別徴収処理期
136	本人所得
137	市県民税額
138	生活保護適用有無
139	老齢福祉年金有無
140	普通徴収期別保険料額
141	基礎年金開始年月
142	基礎年金番号
143	年金種別
144	特別徴収表示
145	特別徴収期別保険料額
146	普通徴収合計保険料額
147	特別徴収合計保険料額
148	保険料年額
149	保険料減免種類
150	保険料減免額
151	保険料減免適用外金額
152	保険料変動額
153	賦課変動理由
154	期別賦課対象区
155	月別賦課対象区
156	特別徴収停止有無
157	普通徴収・特別徴収併用開始日
158	老齢基礎年金有無
159	特別徴収保険料還付表示
160	保険料収入階層区分
161	所得階層区分
162	保険料収入判定額
163	経過措置判定情報
164	保険料率・保険料額
165	年度内区間異動有無
166	普通徴収金額表示
167	特別徴収金額表示
168	特別徴収依頼額
169	特別徴収翌年度依頼額
170	翌年度開始通知情報
171	保険料減免率情報
172	生活保護適用有無
173	老齢福祉年金有無
174	賦課期日老齢福祉年金有無
175	保険料減免区分
176	計算基礎項目各月保険料減免率
177	世帯課税非課税表示
178	本人課税非課税表示
179	保険料調定額
180	保険料収入額
181	保険料還付未済額
182	保険料不納欠損額
183	保険料収入日
184	特別徴収分保険料調定額
185	特別徴収分保険料収入額
186	特別徴収分保険料還付未済額
187	特別徴収分直近保険料収入日
188	納付方法
189	嘱託員情報
190	口座振替 金融機関
191	口座振替 支店コード
192	口座振替 預金種別
193	口座振替 口座番号
194	口座振替 口座名義人
195	保険料未納額

No.	項目名
196	保険料減免割額
197	確定処理月
198	本年度市県民税
199	個人番号

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>＜本人または本人代理人からの申請等による入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申請情報の入手については、法令等の規定に従い、個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等による本人確認の実施により対象者であることを確認する。 ・情報入手の際は、所定の様式により対象者以外の情報入手を防止し、さらに申請書の内容をシステムで入力後に入力内容の照合を行い確認する。 <p>＜他の機関や府内の他部署からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関及び府内連携により入手する際は、対象者以外の情報を入手できないようにシステムで制御されている。 ・住民異動情報の入手については、既存住民記録システムに登録した情報を府内システムである共通基盤システム経由で取得するため、被保険者対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>＜本人または本人代理人からの申請等による入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書はあらかじめ記入様式が印刷されたものを使用しており、不必要的記載をすることがないようにしている。 ・申請書の内容をシステムへ入力後に入力内容の照合を行い確認する。 ・必要項目以外はシステムに入力できない仕組みとなっている。 ・不要な書類を提出された場合は本人または本人代理人に返却する。 <p>＜他の機関や府内の他部署からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム連携によりデータを入手する場合は、必要項目以外は入手できないようにシステムで制御されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく申請等については、書面にて本人あるいは代理人による届出が規定されており、受領の際は本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・システム連携によりデータを入手する場合は、操作者認証や目的外利用の制限等のシステム的な制御により方法が限定されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口において、職員が直接、本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 本人の代理人である場合は、職員が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 							
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 上記方法による確認ができない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 							
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入力、削除及び訂正作業に用いた申請書等は、本市で定める規定に基づいて管理・保管する。 誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 入力された原本(申請書等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックを実施している。 							
その他の措置の内容	-							
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>							
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
リスクに対する措置の内容	<p><紙媒体に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を記録した紙媒体は、鍵付き保管庫等で保管する。 事務処理に必要な紙媒体は、処理完了後は速やかに保管庫で管理するよう徹底する。 <p><電子データに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子記録媒体を使用する場合は、データを暗号化して保存する。 <p><委託業者に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者との間に、特定個人情報を含む秘密保持に関する特記条項を盛り込む。 							
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
<ul style="list-style-type: none"> 画面のロック機能等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 離席時には端末のロック等の対応が情報セキュリティポリシーに規定されており、定期的に研修等を行い、周知している。 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 								

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは権限のないものの接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・介護保険システムからは、介護保険被保険者情報及びその他介護保険業務に必要な情報のみアクセスすることができる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、職員証等の操作者個別のICカード及びパスワードによる認証を行う。 ・パスワードは、定期的に変更する運用とする。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時には、システム利用課からの申請を受け、システム管理者がアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・システム管理者は、退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・システム管理者は、介護保険システムにアクセスする職員へのアクセス権限の定期的な見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにする。 ・異動が生じた場合には、システム利用課は速やかに申請を行い、システム管理者は変更手続きを行う。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID、操作日時、処理名などの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、一定期間保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長を情報管理の責任者とする管理体制のもと事務を行っている。 ・外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止について周知する。 ・委託先に対しては、業務外で使用しないように仕様書で定める。 ・必要に応じて、操作履歴を解析し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているマシン室での作業に限定する。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定する。 ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・画面のロック機能等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時には端末のロック等の対応が情報セキュリティポリシーに規定されており、定期的に研修等を行い、周知している。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		<p>・神戸市情報セキュリティポリシーにて委託に関するルールが定められており、委託契約約款に当該ポリシーの遵守が明記されている。</p> <p>・委託契約約款に基づき、個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置等について、報告を求めている。</p>		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		<input type="checkbox"/> 制限している	<small><選択肢></small> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法		<p>・あらかじめ作業者の名簿を提出させ、本市が確認していないものが従事することのないようにしている。</p> <p>・上記確認した従事者に対して貸与したICカードとパスワードによる認証を行っている。</p>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<input type="checkbox"/> 記録を残している	<small><選択肢></small> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		<p>・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザID、操作日時、処理名)を記録する。</p> <p>・システムのオペレーションや運用保守による作業記録を残す。</p>		
特定個人情報の提供ルール		<input type="checkbox"/> 定めている	<small><選択肢></small> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>・本市の委託契約約款により、書面による承認を得ない第三者への提供は禁止している。</p> <p>・上記に加えて「介護保険情報ファイル」はシステム内での使用に限定しており、委託業務において、特定個人情報を含む当該ファイルをシステム外に出力し委託先や他者へ提供することは、認めていない。</p> <p>・委託契約上の調査条項に基づき、当該ファイルの取扱状況について把握する必要がある場合、報告を求め、検査を行う。</p>		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		同上		
特定個人情報の消去ルール		<input type="checkbox"/> 定めている	<small><選択肢></small> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>・委託契約に神戸市セキュリティポリシーの順守を明記しており、「データ等の廃棄」についてもこの内容を遵守することを前提にしている。(書面による消去証明書の提出)</p> <p>・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</p>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<input type="checkbox"/> 定めている	<small><選択肢></small> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容		<p>契約書上に下記の条項を規定している。</p> <p>・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>・在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。</p> <p>・委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・貸与された文書等を書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。</p> <p>・委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは報告を求め、その検査をすることができる。</p> <p>・委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・委託契約約款に神戸市情報セキュリティポリシーの順守が明記されている。当該セキュリティポリシーには、委託契約書の記載事項やセキュリティ確保への取組み状況等の調査が、再委託先にも適用されることが定められており、必要があると認めるときは調査を実施する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	共通基盤システムで特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、業務システム等）をシステム上で管理・保存する。なお、共通基盤システムの参照用住記データベースを利用する業務システム側でアクセスログを取得することを条件とし、個人情報保護に係る運用手順の確認を行う。				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、共通基盤システムでは業務システム側からの事前申請を接続要件としている、具体的に何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムより提供されるデータを利用するには、事前に介護保険課より当該データのデータ管理者である使用的許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。そのうえで接続相手方と共に共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置： システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、変更が生じた際には、登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置： 接続相手方（業務サーバ）と共に共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—	—		
---	---	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><神戸市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際にには、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><神戸市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ中間サーバーから統合宛名システムを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したか、がすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><神戸市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報について、介護保険システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※)</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。 								
リスクへの対策は十分か	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">[十分である]</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> </table>	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている		3) 課題が残されている		2) 十分である
[十分である]	<選択肢>								
	1) 特に力を入れている								
	3) 課題が残されている								
	2) 十分である								

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><神戸市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の提供を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※)</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者への業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報にアクセスすることはできない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、統合宛名システムから中間サーバーを通じ情報提供ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>＜中間サーバーの運用における措置＞ ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜神戸市における措置＞ ・統合宛名システムでは本業務で保有する情報全てを連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
	<p>＜神戸市における措置＞ 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><神戸市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバは、ICカードで電子施錠された区画に設置している。 ・バックアップ媒体は、施錠できる保管庫に保管している。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><神戸市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及び端末にウィルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ・端末では、外部記憶媒体を使用できない設定にしている。また、サーバにおいて外部記憶媒体を使用する際は、ウイルスチェックを行っている。 ・端末はICカード及びパスワードによりユーザ認証を行っている。 ・端末で表示させた情報は、一時記憶領域を含め、端末内には保存されない仕組みを構築している。 ・システムからはインターネットへの接続を行っていない。 ・ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ・不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。 ・OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢>	
			1) 発生あり	2) 発生なし
その内容		①平成26年8月に保存期限未到来の戸籍謄本等交付申請書(約1万1千件)が保管場所にないことに気がついた。文書廃棄時に誤って廃棄したと思われる。 ②平成26年10月及び平成27年1月に職員が職務と関係なく知人(1名)の個人情報を閲覧し、知人に対して個人情報を告げるなど、個人情報を不正に収集し、不当に使用した。		
再発防止策の内容		①保存期間によりラベルの色を変え、保管場所を分ける。廃棄時には複数人により対象文書の確認を行う。 ②全庁的に個人情報の適切な取扱いについて通知を行い、個人情報の適切な取扱いの確認及び周知徹底を行った。		
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢>	
			1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法		生存する個人の個人番号と同様の安全管理措置を講じている。		
その他の措置の内容		-		
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢>	
			1) 特に力を入れている	2) 十分である
			3) 課題が残されている	
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク				
リスクに対する措置の内容		・資格者情報は、住民登録システムとの連携処理を定期的に実施し、保存する本人情報が最新であるかを確認することにより担保する。 ・賦課情報は、課税システムとの連携処理を定期的に実施し、保存する賦課情報が最新であるか確認することにより担保する。		
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢>	
			1) 特に力を入れている	2) 十分である
			3) 課題が残されている	
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク				
消去手順		[定めている]	<選択肢>	
			1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容		・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 ・申請書等については、神戸市公文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。 ・磁気ディスクの廃棄は、専用ソフトによるフォーマット又は物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。		
その他の措置の内容		-		
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢>	
			1) 特に力を入れている	2) 十分である
			3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
-				

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p><神戸市における措置> ・年に1回、当該システムの保守・運用を所管する業務所管部署及び同システムを利用・運用する担当部署において実施している情報セキュリティ自己点検に加え、年に1回以上、担当部署において評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、自己点検を実施して確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p><神戸市における措置> ・年に1回、業務所管部署が担当部署に対して評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、内部監査を実施して確認する。 ・現在実施されている外部監査に、「評価書の記載内容どおりの運用が行われているか」等の項目を追加の上、定期的に実施して確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p><神戸市における措置> ・年に1回、全職員を対象に階層別に実施している情報セキュリティ研修及び新規採用職員を対象に実施している個人情報保護に関する研修に、特定個人情報の保護に係る内容を追加して実施する。 ・年に1回、人事異動後に業務所管部署が実施している、業務及びシステムに携わる職員を対象とした研修に、特定個人情報の保護に係る内容を追加して実施する。 ・研修の受講履歴を保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、情報セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施することとしている。</p>

3. その他のリスク対策

—

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175
②請求方法	請求者ご本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等※)を上記請求先へ持参のうえ、個人情報開示請求書を提出する。 ※ただし、健康保険証等の顔写真がない本人確認書類にあっては二点確認
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、複写料実費(白黒1枚あたり10円他)が必要。 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	介護保険に係る事務 ・介護保険情報ファイル
公表場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所1号館4階) 神戸市 保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、担当課、市政情報室での閲覧が可能。意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子メール、担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	平成28年12月19日 から 平成29年1月23日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	(別添1)事務の内容 住民基本台帳システム 市税システム	住民記録システム 課税システム その他、神戸市のシステムを最上段に挿入するなど、レイアウトを分かれやすく変更	住民記録システム 課税システム その他、神戸市のシステムを最上段に挿入するなど、レイアウトを分かれやすく変更	事前	
平成28年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク	住民基本台帳システム	住民記録システム	事前	
平成28年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	スクリーンセーバー	画面のロック機能	事前	
平成28年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	スクリーンセーバー	画面のロック機能	事前	
平成28年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	スクリーンセーバー	画面のロック機能	事前	
平成28年4月13日 去	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	住民基本台帳	住民記録システム	事前	
平成28年4月13日 2. 従業者に対する教育・啓発	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	記載なし	研修の受講履歴を保管する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 基本情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 ②システムの機能	14.介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務	事前	
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 高額介護サービス費対象者を管理する機能 ・高額介護サービス費対象者を管理する機能	・高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業対象者を管理する機能	事前	
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 高額医療合算介護サービス費対象者を管理する機能 ・高額医療合算介護サービス費対象者を管理する機能	・高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業対象者を管理する機能	事前	
	1 基本情報 5. 個人番号の利用	別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第2項	別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第2項	事前	
	1 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項)及び95項	第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項)及び95項	事前	
	1 基本情報 (別添1)事務の内容	・総合事業管理システムを追加 ・介護保険システムの給付事務の項目に、高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を追加 ・国保連との流れに第一号事業支給費を追加	・介護保険システムの給付事務の項目に、高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を追加 ・国保連との流れに第一号事業支給費を追加	事前	
	1 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	生活機能評価管理システムから事業対象者決定情報を取得し、介護保険被保険者情報の更新を行う。	生活機能評価管理システムから事業対象者決定情報を取得し、介護保険被保険者情報の更新を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	受給者情報をもとに、国保連合会が介護サービス事業者に介護サービス費用(保険給付及び第一号事業支給費)の支払いを行い、⑨給付実績開通情報が提出される。	受給者情報をもとに、国保連合会が介護サービス事業者に介護サービス費用(保険給付及び第一号事業支給費)の支払いを行い、⑨給付及び第一号事業支給費実績開通情報が提出される。	事前	
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費相当事業、高額医療合算介護サービス費相当事業等や③の被保険者からの高額支給申請書をもとに支給額を決定し、支給する。	高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護サービス費相当事業等や③の被保険者からの高額支給申請書をもとに支給額を決定し、支給する。	事前	
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	給付事務において管理している⑤高額合算情報を国民健康保険システムに連携する。	給付事務において管理している⑤高額合算及び高額合算相当情報を国民健康保険システムに連携する。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 基本情報 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者(資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む)	本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及びそれらの世帯員(資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 基本情報 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	介護保険の給付を管理するために必要な特定個人情報を保有する必要がある。	介護保険の給付及び第一号事業支給費等の支給を管理するために必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用方法 ⑧使用方法	3.介護保険の各種給付	3.介護保険の各種給付及び第一号事業支給費等の支給	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用方法 ⑧使用方法 情報の奕合	被保険者からの給付申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付又は証明書の手続きを行う。(上記3.)	被保険者からの給付及び第一号事業支給費等の支給申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付又は証明書の手続きを行う。(上記3.)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
Ⅰ 特定個人情報ファイルの概要 ③. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の統計分析	介護保険における被保険者の資格・保険料賦課・収納・認定・給付状況を調査し、介護保険の健全な運営を図るために基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う。	介護保険における被保険者の資格・保険料賦課・収納・認定・給付・第一号事業支給費等の支給状況を調査し、介護保険の健全な運営を図るために基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う。		事前	
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	介護給付費の審査支払業務	介護給付費及び第一号事業支給費の審査支払業務		事前	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険法第41条第10項に、審査支払業務を国民健康保険団体連合会に委託できることが規定されている。	介護保険法第41条第10項及び同法115条の45の3第6項に、審査支払業務を国民健康保険団体連合会に委託できることが規定されている。		事前	

